

埼玉県県営住宅入居要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県営住宅及び特別県営住宅の入居に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）、埼玉県県営住宅条例（昭和34年条例第42号。以下「条例」という。）、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年条例第24号。以下「特別県営住宅条例」という。）、埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和51年規則第42号。以下「県規則」という。）及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和51年規則第43号）に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- 一 特定入居 条例第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに係る者の公募によらない入居をいう。
- 二 災害による住宅の滅失 条例第5条第1号に規定する災害による住宅の滅失とは、災害により住宅が滅失し、居住することが不可能と認められる世帯のことをいう。
- 三 不良住宅の撤去 条例第5条第2号に規定する不良住宅の撤去とは、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅及び条例第5条第4号に規定する事業以外の事業による住宅の建替の対象となる住宅の撤去をいう。
- 四 県営住宅の借上げに係る契約の終了 埼玉県借上型県営住宅制度要綱第9条の規定に基づく賃貸借契約及び若年世帯向け子育て支援住宅供給事業の実施に関する協定に基づき独立行政法人都市再生機構と締結した賃貸借契約の終了をいう。
- 五 住み替え 条例第5条第7号に掲げる事由に係る者の公募によらない入居をいう。
- 六 入居替え 条例第5条第8号に掲げる事由に係る者の公募によらない入居をいう。
- 七 単身世帯 条例第6条第1項第1号括弧書に規定する入居者をいう。
- 八 裁量階層 条例第6条第1項第2号イ又はロに該当する入居者の世帯をいう。
- 九 住宅困窮要件 条例第6条第1項第4号の要件をいう。

- 十 抽せん 条例第9条に規定するくじ引きをいう。
- 十一 抽せんの特例 条例第11条に規定する入居予定者の選定の特例をいう。
- 十二 一般世帯 次号の特例世帯以外の世帯をいう。
- 十三 特例世帯 条例第11条各号に掲げる者の世帯をいう。
- 十四 母子世帯 条例第11条第2号の者のうち配偶者のない女子の世帯をいう。
- 十五 父子世帯 条例第11条第2号の者のうち配偶者のない男子の世帯をいう。
- 十六 高齢者世帯 条例第11条第3号の者の世帯をいう。
- 十七 特例高齢者 条例第11条第3号の者のうち65歳以上の者をいう。
- 十八 障害者世帯 条例第11条第4号及び第5号の者並びに県規則第6条第9号及び第10号の者の世帯をいう。
- 十九 イ 子育て世帯 条例第11条第6号の者の世帯をいう。
 - ロ 若年子育て世帯 条例第11条第6号の者の世帯のうち夫婦共に40歳未満の世帯をいう。
 - ハ 特例子育て世帯 条例第11条第6号の者の世帯のうち夫婦共に39歳以下の世帯をいう。
 - ニ ひとり親世帯 条例第11条第6号の者の世帯のうち母子世帯又は父子世帯をいう。
 - ホ 多子世帯 条例第11条第6号の者の世帯のうち3人以上の18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者と同居して扶養する者の世帯をいう。
- 二十 イ 若年世帯 条例第11条第7号の者の世帯をいう。
 - ロ 特例若年世帯 条例第11条第7号の者の世帯のうち39歳以下の世帯をいう。
- 二十一 被爆者世帯 県規則第6条第1号の者の世帯をいう。
- 二十二 引揚者世帯 県規則第6条第2号の者の世帯をいう。
- 二十三 機構・公社等建替移転者世帯 県規則第6条第3号の者の世帯をいう。
- 二十四 ハンセン病世帯 県規則第6条第4号の者の世帯をいう。
- 二十五 通算落選世帯 県規則第6条第5号の者の世帯をいう。
- 二十六 DV被害者世帯 県規則第6条第6号の者の世帯をいう。
- 二十七 犯罪被害者世帯 県規則第6条第7号の者の世帯をいう。
- 二十八 近居子育て世帯 規則第6条第11号の者の世帯をいう。
- 二十九 近居一般子世帯 規則第6条第12号イの者の世帯をいう。
- 三十 近居一般親世帯 規則第6条第12号ロ又はハの者の世帯をいう。
- 三十一 自主避難者世帯 県規則第6条第14号の者の世帯をいう。
- 三十二 特例単身世帯 規則第6条第15号の者の世帯をいう。

三十三 単身世帯用住宅 第14条第1項表中に規定する1人世帯用の規格の住宅及び同項ただし書の規定により1人世帯用に供する住宅をいう。

三十四 大家族世帯用住宅 第14条第1項表中に規定する5人以上世帯用の規格の住宅をいう。

三十五 高齢者・障害者住宅 県営住宅（エレベーターのない棟にあつては1階の県営住宅に限る。）のうち、高齢者世帯又は障害者世帯を入居させるものをいう。

三十六 子育て支援住宅 県営住宅のうち、子育て世帯又は若年世帯を入居させるものをいう。

三十七 削除

三十八 多子子育て支援住宅 第36号の子育て支援住宅のうち多子世帯を入居させるものをいう。

三十九 一般住宅 その大部分が法第44条第1項の耐用年限の2分の1から10を減じた年数を経過している県営住宅又は埼玉県借上型県営住宅制度要綱第2条に規定する埼玉県借上型県営住宅のうち、建替え等の予定を勘案して期限を付して入居させるものをいう。

四十 削除

四十一 車いす対応住宅 入居権利者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、車いすを使用する者が1名以上含まれる世帯が入居するための住宅をいう。

四十二 シルバーハウジング 「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（昭和63年2月15日建設省住建発第8号、厚生省社老発第7号、建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達）により事業計画の承認を受けて供給する住宅をいう。

四十三 可動間仕切り住宅 室内に可動間仕切りを設置し、部屋を2つに分けることができるように改修した住宅

四十四 入居申込者 条例第13条第1項に規定されている入居申込者をいう。

四十五 募集案内 県が公募を行う県営住宅に入居しようとする者に配布する入居の申込み方法を記載したものをいう。

四十六 空家 入居者が入居していない住宅をいう。

四十七 建替事業 条例第2条第5号に規定する県営住宅建替事業及び同号に規定する事業に準じて県が行う県営住宅の用途廃止を伴う建替事業をいう。

四十八 仮住居 前号の建替事業及び用途廃止の対象となる住宅の撤去（修繕等による一時的な使用の停止を含む。）による入居者の移転先として県が提供する県営住宅をいう。

四十九 入居承認 条例第13条第1項の承認をいう。

- 五十 入居権利者 条例第13条第4項に規定されている入居権利者をいう。
- 五十一 入居者 条例第19条第1号に規定されている入居者をいう。
- 五十二 入居予定者 条例第9条に規定されている入居予定者をいう。
- 五十三 有効期間 条例第16条の2第1項に規定されている有効期間をいう。
- 五十四 期限付入居承認 有効期間を付した条例第13条第1項の承認をいう。
- 五十五 身体障害者 条例第11条第4号イに該当する者をいう。
- 五十六 戦傷病者 条例第11条第4号ロに該当する者をいう。
- 五十七 精神障害者 条例第11条第4号ハに該当する者をいう。
- 五十八 知的障害者 条例第11条第4号ニに該当する者をいう。
- 五十九 難病患者等 県規則第6条第9号に該当する者をいう。
- 六十 K 1部屋の住戸にあつては4.5畳未満、2部屋以上の住戸にあつては6畳未満の台所の機能を有する部屋（キッチン）をいう。
- 六十一 DK 1部屋の住戸にあつては4.5畳以上8畳未満、2部屋以上の住戸にあつては6畳以上10畳未満の台所と食堂の機能が1室に併存している部屋（ダイニング・キッチン）をいう。
- 六十二 LDK 1部屋の住戸にあつては8畳以上、2部屋以上の住戸にあつては10畳以上の居間と台所と食堂の機能が1室に併存している部屋（リビング・ダイニング・キッチン）をいう。
- 六十三 入居率 次の計算式で算出される数値をいう。
(B + D) / (A - C) (小数点以下第2位未満四捨五入)
- A 県規則別表に定める県営住宅の戸数の合計
 - B 入居権利者が入居する県営住宅の戸数
 - C 建替事業の対象及びその他の理由により入居者の募集を停止した県営住宅の戸数
 - D 火災等の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に定める許可を受けて入居する県営住宅の戸数

（重複する書類等の省略）

第3条 次条以下の手続等において書類等が重複する場合は、省略できるものとする。

（入居申込者等の事情の考慮）

第4条 知事は、入居申込者、入居予定者若しくは入居権利者又は、その者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が病気にかかっていることその他特別の事情があり、その者から書面でその旨の申立てがあつた場合であつて、次章以下の規定について、それと異なる取扱いが必要であると認めるときは、必要な手続を期日を定

めて関係人に通知するものとする。

(同居・扶養の義務と生活上の理由)

第5条 知事は、入居申込者、入居予定者若しくは入居権利者又は、その者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が県営住宅へ入居することにより、その親族と別の世帯を構成することになり、民法(明治31年法律第9号)第730条に規定する親族間の互助、同法第752条に規定する夫婦間の同居及び扶助又は同法第877条に規定する直系血族及び兄弟姉妹間の扶養を妨げる恐れがあると認めるとき又は夫婦と婚姻していない子のみの世帯以外の世帯構成であつて必要と認めるときは、入居申込者、入居予定者若しくは入居権利者に対して、県規則第5条第1項第5号、第13条第1項第5号又は第14条第3項第4号の規定に基づき、別の世帯を構成することの理由を書面で申立てることを求めるものとする。

(事実上婚姻関係が解消したと認められる場合)

第6条 前条及び次条以下の規定の適用において、入居申込者、入居予定者若しくは入居権利者又は、その者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族のうち、事実上婚姻関係が解消したと認められる者については、配偶者を有しないとみなすものとする。

2 前項に規定する事実上婚姻関係を解消したと認められる者とは、次の各号に掲げる者とする。

一 夫婦の関係が破綻したことにより配偶者と申込み期間の末日において1年以上住所を異にする者

二 家事審判法(昭和22年法律第152号)に基づき、家庭裁判所に離婚の調停を申立てている者

三 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給を受ける者(同法第4条第1項第3号に該当する児童の母を除く。)

3 前項第1号に規定する期間にあつては、住民票の写し、若しくは賃貸住宅契約書及び公共料金領収書、その他1年以上住所を異にすることを証する書類で、同項第2号に該当する者にあつては、現に家庭裁判所に事件が係属していることを証する書類で、同項第3号に該当する者にあつては、現に受給していることを証する書類で、その事実の確認をするものとする。

(入居の申込みその他手続をすることができる日及び時間)

第7条 入居申込者、入居予定者又は入居権利者が、入居の申込みその他手続をすることができる日は、埼玉県の日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日以外の

日（ただし、次条に規定する毎年1月、4月、7月及び10月の各月に行う公募における申込みについては、次条第1項に規定する期間とする。）とし、月曜日から金曜日まで毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、インターネットの利用による入居の申込みその他手続を行う場合は、この限りでない。

第2章 公募による入居

（定期募集及び随時募集）

第8条 県営住宅の公募は、原則として毎年1月、4月、7月及び10月の各月の1日から21日まで（1月については、1月4日から21日まで）行うものとする。

2 前項の公募（以下「定期募集」という。）は、新たに管理する予定の県営住宅にあっては、入居が可能になる予定の日の前日から起算して少なくとも3月前から、それ以外の県営住宅にあっては空家が生じたら可能な限りすみやかに入居者の募集を行うものとする。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、現に空家があり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、新たに管理を開始してから1年以上経過する住宅その他定期募集を行うことが著しく不相当と認められるものについては、随時、公募（以下「随時募集」という。）を行うものとする。ただし、これによりがたい場合にあっては、この限りでない。

一 最近の定期募集で引き続き2回以上募集した住宅の数より応募した者の数が少なく、その状況が続くと認められること。

二 直近の定期募集で募集した住宅の数より応募した者の数が少なく、かつ、その住宅の入居率が、知事が別に定める値を下回っていること。

4 随時募集は、事情が変更したとき又はすべての入居可能な空家に入居者が入居したときに終了するものとする。

（募集案内）

第9条 埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、各公募ごとに募集案内を相当部数県内各市町村及び県の地域機関等に送付するものとする。この場合において、公社は、定期募集の募集案内にあっては、各公募ごとの募集案内の印刷前に、随時募集の募集案内にあっては、内容に変更を加えようとするとき、県に協議し、その承認を受けるものとする。

（申込みの方法）

第10条 入居申込者は、前条に規定する募集案内に記載された入居の基準に該当し

ていることを確認の上、条例第8条に規定する入居の申込みを行うものとする。

(抽せんの方法)

第11条 抽せんは、事前に入居申込者に知らせた公開の場所で、迅速、かつ、明確な方法で行うものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第12条 条例第11条の規定による入居予定者の選定は、次の表の住宅欄に掲げる住宅において、応募できる者の欄に掲げる者に限り行うものとする。

住宅		応募できる者
一般住宅のうち別に定める戸数		中国残留邦人等引揚者又はその者と同居し、若しくは同居しようとする者
		独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が行う建替事業に伴い、埼玉県と機構が締結する協定に基づき、県規則第6条第3号に規定する家賃負担が困難となると認められる機構の賃貸住宅の入居者
		DV被害者世帯
		犯罪被害者世帯
		自主避難者世帯
子育て支援住宅	子育て支援住宅	子育て世帯又は若年世帯 自主避難者世帯
	多子子育て支援住宅	多子世帯（若年子育て世帯のうち子2人を扶養し、かつ3人目の子を希望する世帯を含む。）
高齢者・障害者住宅		高齢者世帯又は障害者世帯
車いす対応住宅		入居権利者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、身体障害者又は戦傷病者で、かつ、車いすを使用する者が1名以上含まれる世帯
シルバーハウジング		「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（昭和63年2月15日建設省住建発第8号、厚生省社老発第7号、建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達）により承認を受けた事業計画に規定する入居者の条件を満たす者
可動間仕切り住宅		多子世帯（若年子育て世帯のうち子2人を扶養し、かつ3人目の子を希望する世帯を含む。）

2 条例第11条の規定による優先的な措置は、次の表の住宅欄に掲げる住宅において、優先事由欄のいずれにも該当しない者の確率に加算倍率欄の倍率を加算して行うものとする。なお、該当項目が複数ある場合はそれぞれ加算（自主避難者世帯を除く。）するものとする。

住宅	優先事由	加算倍率	摘要		
高齢者・障害者住宅 単身世帯用住宅 車いす対応住宅 シルバーハウジング	災害による住宅の滅失	2倍	同一人が複数の優先事由に該当する場合は、そのうち最も高い優先倍率1つを加算する。		
	不良住宅の除去	2倍			
	県営住宅の借上げに係る契約の終了	2倍			
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却	2倍			
	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却	2倍			
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却	2倍			
	特例高齢者	75歳以上		2倍	
		65歳以上75歳未満		1倍	
	障害者	身体障害者		身体障害者手帳(1級又は2級)	1人につき2倍
				身体障害者手帳(3級又は4級)	1人につき1倍
		戦傷病者		戦傷病者手帳(特別項症~第3項症)	1人につき2倍
				戦傷病者手帳(第4項症~第6項症、第1款症)	1人につき1倍
		精神障害者		1級	1人につき2倍
				2級	1人につき1倍
		知的障害者		精神障害の1級相当程度	1人につき2倍
				精神障害の2級相当程度	1人につき1倍
	難病患者等	1人につき1倍			
	近居一般親世帯			2倍	
	土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯			2倍	
	自主避難者世帯			1倍	
埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者の世帯		2倍			
特例単身世帯	75歳以上	2倍			
	65歳以上75歳未満	1倍			

子育て支援住宅	災害による住宅の滅失	4割	
	不良住宅の除去	4割	
	県営住宅の借上げに係る契約の終了	4割	
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却	4割	
	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却	4割	
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却	4割	
	子育て世帯	2割	
	多子世帯	2割	
	母子世帯又は父子世帯	4割	
	DV被害者世帯	2割	
	犯罪被害者世帯	2割	
	近居子育て世帯	2割	
	土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯	4割	
	自主避難者世帯	2割	
	埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者の世帯	4割	
一般住宅	災害による住宅の滅失	4割	
	不良住宅の除去	4割	
	県営住宅の借上げに係る契約の終了	4割	
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却	4割	
	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却	4割	
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却	4割	
	被爆者世帯	2割	
	引揚者世帯	2割	
	ハンセン病世帯	2割	
	高齢者世帯	2割	
	障害者世帯	2割	
	多子世帯	2割	
	母子世帯又は父子世帯	4割	
	通算落選世帯	2割	
	DV被害者世帯	2割	

	犯罪被害者世帯	2割	
	近居子育て世帯	2割	
	近居一般子世帯又は近居一般親世帯	2割	
	土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯	4割	
	自主避難者世帯	2割	
	機構・公社等建替移転者世帯	2割	
	埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者の世帯	4割	

(特に住宅に困窮していると認められる者)

第13条 県規則第6条第2号に規定する新たに海外から引揚げた者で、知事の指定を受けたものとは、次の各号に該当する者が、その書類の写しを添付して入居の申込みをする場合に該当するものとする。

一 日本に上陸後5年以内の者で、次の区分のうちいずれかに該当する者

イ 引揚げを証する書類の交付を受けている者

ロ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項第1号及び第2号に規定する中国残留邦人等で、厚生労働省社会・援護局長(以下「社会・援護局長」という。)が発行した引揚証明書、厚生労働大臣が発行した(自立支度金)支給決定通知書又は社会・援護局長が発行した永住帰国者証明書のいずれかを有し、福祉部社会福祉課長の指定を受けた者(この要綱において「中国残留邦人等引揚者」という。)

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)の受給を証する書類の交付を受けている者

2 県規則第6条第3号に規定する家賃負担が困難となると認められるものとは、入

居者及び同居者それぞれの令第1条第3号に規定する所得金額を所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項に規定する給与所得の金額とみなし、同法別表第五により給与所得控除額との和を計算し（令第1条第3号に規定する所得金額が同法別表第五にないときは、当該金額より低額で最も近似の額をもって計算するものとする。）、その和で12月分の家賃の合計額を除いた数値が0.3以上であり、かつ、建替事業を施行した後の月額家賃（減額等があるときは、それが終了した後の額）が現に居住する住宅の月額家賃の3倍を超える場合に該当するものとする。

3 県規則第6条第6号に規定する者とは、同号に該当する者であることを証する証明書の写し及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設の長又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターの長の推薦書を添付して申込みをする場合（県規則第6条第6号に規定する者に限り、入居予定者を選定する場合に限る。）に該当するものとする。

4 県規則第6条第7号に規定する者とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者が、様式第1号の犯罪被害申告書に加え、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申込み、事業主体が当該申告内容を県警察本部犯罪被害者支援主管部局に確認し、その害が証された場合に該当するものとする。

一 条例第16条の2第1項の規定による入居をする場合 防犯に関する事務を所掌する課の長が発行する犯罪等の相談があったことを証する書類

二 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった場合 医師が診断した内容を証する書類

三 交通事故の被害者である場合 交通事故があったことを証する書類

5 県規則第6条第9号に規定する者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス受給者証等の写しを添付して申込みをする場合に該当するものとする。

6 県規則第6条第11号に規定する者とは、同居扶養年少者の祖父母の住民票の写し及び様式第2号の子育て申告書を添付して申込みをする場合に該当するものとする。

7 県規則第6条第12号に規定する者とは、次の各号に該当する者が、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申込みをする場合に該当するものとする。

一 同条第12号イに規定する者 居住者の住民票の写し及び様式第3号の介護・看護等申告書に加え、介護の場合にあっては介護が必要なことを証する書類、看護の場合にあっては医師が診断した看護が必要なことを証する書類、その他必要な書類

二 同条第12号ロに規定する者 居住者の戸籍謄本（分籍の場合に限る。）及び住民票の写し並びに様式第3号の介護・看護等申告書に加え、介護の場合にあっては

介護が必要なことを証する書類、看護の場合にあつては医師が診断した看護が必要なことを証する書類、その他必要な書類

三 同条第12号ハに規定する者 居住者の戸籍謄本及び住民票の写し並びに様式第2号の子育て申告書

(公募の制限)

第14条 住宅の公募は次の表に掲げる間取りの区分のとおり、入居権利者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の世帯の合計人数に応じて行うものとする。ただし、随時募集による場合その他この規格により難しい事情があるときは、知事が別に定める規格とする。

間取りの区分	世帯の合計人数
1K、1DK、1LDK、2K、	1人
2UK、2DK、3K	1人以上
2UK、2DK、2UDK、2LDK、3K、 3UK、3DK、3UDK、3LDK	2人以上
4UK、4DK、4LDK	4人以上

2 入居申込者が入居資格の審査を受けず、又は入居を辞退した場合は、申込み後の事情により知事がやむを得ないと認める場合を除き、その後1年間(定期募集4回分)は条例第8条の入居の申込みを認めないこととする。

第3章 公募によらない入居

(特定入居)

第15条 特定入居は、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合に限り適用することとする。

2 条例第5条第2号、第5号及び第6号に掲げる事業(以下この項において「公共事業」という。)は、原則として国又は県が行う公共事業に限るものとする。ただし、県が行う公共事業と密接に関連する市町村の公共事業で、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 県規則第2条第2項に規定する書類の添付については、第20条、第21条、第23条から第27条までの規定を準用する。

(用途廃止又は建替事業による特定入居)

第16条 第2条第3号に規定する不良住宅の用途廃止(以下「用途廃止」という。)若

しくは建替事業による入居者の移転先として県が提供する県営住宅（仮住居として提供する場合を含む。）又は建替事業により新たに整備された県営住宅（以下「新住宅」という。）に移転する場合の住宅の割当てに当たっては、抽せん又はそれに準ずる公平な割当て方法を用いるものとする。ただし、仮住居から新住宅に移転する入居者については、他の入居者に優先して住宅を割り当てることができるものとする。

- 2 用途廃止又は建替事業による特定入居をする入居者は、従前の住宅に入居するときに入居者が納入した敷金を、用途廃止による移転先の県営住宅（仮住居として提供する場合を含む。）、建替事業による移転先の県営住宅（仮住居として提供する場合を含む。）又は新住宅への入居の敷金とすることができる。
- 3 県は、用途廃止又は建替事業による被用途廃止住宅又は被建替住宅から立退きする入居者に対して、移転料を支給することができる。ただし、家賃等を滞納している者に対しては、原則として前金払いを行わないものとする。
- 4 用途廃止又は建替事業による特定入居をする入居者は様式第4号、仮住居等から新住宅への入居者は様式第5号の県営住宅建替事業又は用途廃止による移転に関する覚書を県と交換するものとする。

（用途廃止又は建替事業による特定入居における家賃の特例）

第17条 用途廃止又は建替事業により仮住居に入居する場合において、仮住居の住宅の家賃が従前の住宅の家賃を超える場合の仮住居の家賃の特例については、次の各号のとおりとする。

一 期間 仮住居に入居してから新住宅に入居するまでの間とする。

二 家賃の特例に係る計算方法

イ 仮住居として提供された移転先の住宅の家賃に0.5を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、従前の住宅の家賃の額以下である場合にあっては、従前の住宅の家賃の額をもって仮住居の住宅の家賃とする。

ロ イの家賃の額に100円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てる。

（住み替え）

第18条 住み替えは、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合に限り適用することとし、その基準は別記のとおりとする。

- 2 県規則第2条第3項の県営住宅住み替え入居申込書の提出があったときは、受付順に様式第6号の住み替え受付台帳に記載するものとする。
- 3 住み替え先住宅への入居は、原則として前項の受付台帳に記載された順番によるものとする。
- 4 県規則第2条第3項に規定する知事が必要と認める書類の添付については、第20

条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条から第 27 条までの規定を準用する。

- 5 第 13 条第 4 項（第 1 号を除く。）の規定は、住み替え基準 6 の表中（三）既存入居者等の世帯構成及び心身の状況からみて、住み替えることが適切である場合のうち②犯罪被害者の場合について準用する。

（入居替え）

第 19 条 入居替えについては、相互に入れ替わる入居者双方が署名した書面で、相互に入れ替わることを双方が希望することを申立てるものとする。

- 2 県規則第 2 条第 3 項に規定する知事が必要と認める書類の添付については、第 20 条、第 21 条、第 23 条から第 27 条までの規定を準用する。

第 4 章 入居の手続

第 1 節 公募の場合の入居資格審査書類

（住民票等）

第 20 条 入居予定者が提出する県規則第 5 条第 1 項第 1 号の住民票の写しは、同号に規定する親族が、同一の世帯である場合にあっては、その世帯、それぞれ別の世帯の全部又は一部を構成する場合にあっては、それぞれの世帯について、その世帯の全部の構成とその構成員の続柄を証するものを提出するものとする。

（収入の額を証する書類）

第 21 条 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（満 16 歳未満の者にあっては、その者を扶養する者の書類で被扶養者であることが確認できる場合を除く。）の県規則第 5 条第 1 項第 2 号の所得証明書その他収入の額を証する書類は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に規定するところによる。

- 一 次項第 1 号の基準となる日の属する年の前年の 1 月 1 日以前から同号の基準となる日まで継続して令第 1 条第 3 号に規定する所得金額を得る者（次項第 1 号の基準となる日が属する年の前々年の 1 月 1 日以後に新たに年金等を受けることとなった者を除く。） 次項第 1 号の基準となる日の属する年の前年の令第 1 条第 3 号に規定する所得金額を市町村長が証明する所得証明書等（当該年における最新の所得証明書が発行される前においては、所得証明書等及び勤務する事業所が前年の給与所得を証明する書類又は確定申告の写し若しくはこれに準ずる書類）、令第 1 条第 3 号イからへに規定する控除の要件に該当する事実を証する書

類及び条例第6条第1項第2号イに掲げる場合に該当する旨を証する書類（同号イに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二 前号以外の者 次項第1号本文の基準となる日において、令第1条第3号に規定する所得金額を得ていることを証するものとして募集案内に記載された書類（募集案内に記載された書類以外に県規則に定める知事が必要と認める書類の提出を求めることを妨げるものではない。）、令第1条第3号イからへに規定する控除の要件に該当する事実を証する書類及び条例第6条第1項第2号イに掲げる場合に該当する旨を証する書類（同号イに掲げる場合に該当する場合に限る。）

2 前項の収入の額を証する書類による令第1条第3号の収入の計算に当たっては、次の各号に規定するところによるものとする。

一 令第1条第3号の収入の額を計算する基準となる日 入居資格審査書類の提出をする期間として募集案内に記載された期間の末日とする。ただし、令第1条第3号に規定する控除の額の計算における年齢等の基準日は、条例第13条第1項に規定する入居が可能となる日の前日とする。

二 令第1条第3号の収入の計算に用いる収入 令第1条第3号の収入の計算に当たっては、前号本文に規定された日の属する年の前年中の所得金額を用いるものとする。ただし、令第1条第3号に規定する著しく不相当である場合にあっては、前項第2号の規定する書類で当該所得金額を計算するものとする。

（現に住宅に困窮することを証する書類）

第22条 県規則第5条第1項第3号の現に住宅に困窮している事実を証する書類とは、自ら居住する住居が、次の各号に掲げる条件を具備するものであることを証する書類とする。

一 当該住居が、住宅以外の建物であること又は入居申込者若しくはその者と同居しようとする親族の所有する住宅でないこと。

二 当該住居が、公営住宅及び特別県営住宅条例第2条第5号に定める丁種住宅でないこと。

2 前項の書類は、入居申込者が居住する住宅が、前項各号に掲げる条件を具備しない場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号の定めるところによる。ただし、入居申込者が県規則第5条の書類を知事に提出するときに、条例第6条第1項第4号へに規定する者に該当することを書面で申立てた場合にあっては、知事は、その事実の確認に必要な書類を当該入居申込者に通知するものとする。

一 入居申込者又はその者と同居しようとする親族の所有する住宅である場合は、当該住宅の所有者を証する書類及び次のイ又はロの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類を提出するものとする。

- イ 当該住宅が、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるためか又は、正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）場合 その住宅に引き続き居住することができないことを証する書類
 - ロ 当該住宅が、第21条第2項第1号本文に規定する基準日の翌日から起算して3月以内に確実に、入居申込者及びその者と同居しようとする親族の所有でなくなる場合 それを証する書類
- 二 公営住宅である場合は、当該住宅を管理する事業主体が入居申込者の入居を証する書類及び次のイからトの区分に応じてそれぞれ当該各号の定める書類を提出するものとする。
- イ 現在居住している住宅の除却が決定している場合 それを証する書類
 - ロ 住宅の間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある場合 入居権利者及び同居者全員の住民票の写し
- なお、申込みができる間取りと世帯の合計人数の組み合わせは、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同じ区分の住宅に申し込むことはできない。

間取りの区分	世帯の合計人数
1K、1DK、1LDK、2K	1人
2UK、2DK、2UDK、2LDK、3K	2人以上
3UK、3DK、3UDK、3LDK	3人以上
4DK、4LDK	5人以上 (多子子育て支援住宅の場合は) 4人以上

- ハ 入居権利者又は同居者が、加齢、病気等（下肢、体幹又は視覚等の機能障害を含む。）により階段の昇降等日常生活に著しく支障がある場合 その旨を確認できる身体障害者手帳（1級から4級までに限る。）の写し又は医師が診断した内容を証する書類
- 二 入居権利者又は同居者が加齢、病気等によって、現在居住している住宅において日常生活に精神的制限を受けることとなり、他の住宅に移転することが必要と知事が認める場合 県規則第5条第2項第4号の書類又は医師が診断した内容を証する書類及び医師が記録した病気等の経過を証する書類
- ホ 条例第6条第1項第4号ホに基づく、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている場合とは、入居権利者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、主たる所得（それによって生計を維持するもの）を有

する者の住居から勤務する場所までの通勤時間（往復で要する時間が異なるときは、それぞれの移動に要する時間を計算し、その和を2で除したもの）が、90分を超えている場合とし、それに該当する場合 通勤に必要な交通機関とその所要時間を説明し、入居申込者及びその勤務する事業所の代表者が署名又は記名押印した書類

へ 条例第16条第4項又は条例第16条の2第1項の規定による有効期間（条例第16条第5項において準用する条例第16条の2第3項又は条例第16条の2第3項の規定により有効期間が延長された場合は、その有効期間）が2年以内に満了する入居権利者（条例第43条第4項各号のいずれにも該当しない場合に限る。）が県営住宅に入居の申込みをする必要がある場合 県規則様式第5号の2の県営住宅期限付入居承認書、県規則様式第7号の6の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書又は県規則様式第14号の2の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認書

ト 県営住宅の借上げに係る契約の終了に伴い、2年以内に当該県営住宅を明け渡さなければならない入居権利者（条例第43条第4項の各号（ただし、第21号を除く）のいずれにも該当しない場合に限る。）が県営住宅に入居の申込みをする必要がある場合 県規則様式第5号の県営住宅入居承認書、県規則様式第5号の2の県営住宅期限付入居承認書、県規則様式第7号の6の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書、県規則様式第14号の県営住宅入居権利者地位承継承認書又は県規則様式第14号の2の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認書

三 特別県営住宅条例第2条第5号に定める丁種住宅である場合 前号の規定を準用する。

3 通算落選世帯であることを証する書類とは、入居資格審査に係る定期募集の前2年間において、4回以上の定期募集における抽せん結果通知書（抽せん結果が落選又は補欠（繰り上げ当選となった場合を除く。））とする。

（県民税等を滞納していないことを証する書類）

第22条の2 入居予定者が提出する県規則第5条第1項第4号の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）（以下この条において「県民税等」という。）を滞納していないことを証する書類は、直近の年度分の県民税等を完納した納税証明書（県民税等を課税されない入居予定者にあつては、非課税証明書）とする。

2 入居予定者が提出する県規則第5条第1項第4号の法第30条第2項に規定する公共賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないことを証する書類は、入居予定者及び同居しようとする者について、当該住宅の管理者が発行する家賃若し

くは損害賠償金を滞納していないことを証する書類とする。

(事実上の婚姻関係に係るその他知事が必要と認める書類)

第23条 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、条例第6条第1項第1号に規定する婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情(以下「事実婚(パートナーシップ)関係」という。)にある者その他婚姻の予約者である場合にあっては、次の各号に定めるところによる。

- 一 事実婚(パートナーシップ)関係にある者(次号に掲げる者を除き、住民票の写しで申込み期間の末日において1年間以上の同居の事実が確認できる場合に限る。)にあっては、その者の戸籍の謄本又は抄本(抄本にあっては必要な事実が確認できるものに限る。)を提出するものとする。
- 二 事実婚(パートナーシップ)関係にある者のうち、地方公共団体におけるパートナーシップ制度等に基づく宣誓等が当該地方公共団体に受理されている者にあっては、当該受理が行われたことを証する書類を提出するものとする。
- 三 婚姻の予約者(入居日までに婚姻の届出をする者に限る。)にあっては、様式第7号(1)の婚約の証明書その者が署名し、かつ、親族等の第三者が署名したものを提出するものとする。
- 四 事実婚(パートナーシップ)関係にある者にあっては、様式第7号(2)の事実婚(パートナーシップ)関係申立書にその者が署名したものを提出するものとする。

(単身世帯等に係るその他知事が必要と認める書類)

第24条 削除

- 2 条例第6条第1項括弧書に規定する者及び入居予定者は、様式第8号の単身入居の入居者資格認定のための申立書を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申立書に関し必要があると認めるときは、関係する市町村長に対し、その意見を聴き、又は様式第9号の意見書の提出を求めることができる。

(勤務場所の確認に係るその他知事が必要と認める書類)

第25条 知事が、条例第6条第1項第3号に規定する入居資格要件により、入居予定者の勤務場所を確認する必要があると認めるときは、入居予定者は、勤務する事業所での勤務の事実を証する書類を提出しなければならない。

(同居・扶養の義務と生活上の理由の確認及び事実上婚姻関係が解消したと認められる場合に係るその他知事が必要と認める書類)

第26条 入居申込者、入居予定者又は入居権利者は、第5条の理由の申立て及び第6条の事実の確認には、親族間の扶養等に係る事実を証明する書類及び親族であることを確認するために戸籍謄本又は抄本等を添付するものとする。

第2節 手続に必要な書類の提出期限

第27条 第20条から第26条までに掲げる書類の提出は、知事が指定する日において行う入居資格審査書類の時に提出するものとする。

第3節 住宅の配慮

第28条 条例第12条の規定に基づき、入居させる住宅は次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるところによる。

一 第2条第28号及び第29号の住宅の入居の承認は、それぞれ当該各号に規定する世帯に限るものとする。

二 加齢、病気及び犯罪被害等の理由で、入居する住宅について入居予定者が特別に希望する場合は、日常生活上の困難の著しい者から順に入居承認する住宅について配慮するものとする。

2 入居予定者若しくは入居権利者又は、その者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、第13条第4項又は第22条第2項第2号ロ、ハ、ニ若しくはホ（同項第3号から第6号までにおいて準用する場合を含む。）に該当する者であるときは、現に居住する住宅の状況と新たに入居する住宅の状況を比較して、その状況が改善されるものでなければならない。

3 第22条第2項第2号へに該当する入居権利者が県営住宅への入居の申込みをし、当選した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当選した住宅への入居に替えて、現在居住する住宅での入居を継続することができる。

一 当選した住宅と現在居住する住宅が同じ県営住宅であること。

二 当選した住宅への入居の資格を具備していること。

三 当選した住宅に設定された第2条第33号から第41号に定める住宅の種別（第8条に定める公募時に設定されたもの）を現在居住する住宅に設定できること。

4 前項の規定は、自ら居住する住宅が法第44条第1項の耐用年限の2分の1から10を減じた年数を経過していないものである入居権利者が、法第44条第1項の耐用年限の2分の1から10を減じた年数を経過している県営住宅への入居の申込みをし、当選した場合には、適用しない。ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。

第4節 連帯保証人の猶予

第29条 削除

第5章 収入申告

第30条 県規則第15条第1項第1号の所得証明書その他収入の額を証する書類については、第21条の規定を準用する。

2 前項の場合、第21条第1項第1号中「次項第1号の基準となる日の属する年」とあるのは「収入申告をする年」と、第21条第1項第2号中「次項第1号本文の基準となる日」とあるのは「収入申告をする年」と、同号中「募集案内」とあるのは「収入申告に関する通知」と読み替えるものとする。

第6章 入居者の管理状況の報告

第31条 入居権利者は、条例第20条第2項の規定に基づく家賃の納付義務及び条例第25条の規定に基づく入居者の保管義務を確認するために様式第10号の念書を提出するものとする。

第7章 同居承認及び入居承継承認

(同居承認)

第32条 知事は、条例第15条第3項の規定により入居権利者の病気の世話等のため、入居権利者又は同居者の親族を同居させようとする場合は、条例第15条第2項第1号ロ及びホからトまでのいずれにも該当しない場合で、かつ、同項第3号から第5号までに該当する場合に承認をするものとする。

(入居承継承認)

第33条 入居権利者の地位の承継の承認は、入居権利者の配偶者を優先する。

第33条の2 条例第16条第4項の規定により20歳未満の者と同居してこれを扶養することにより、入居権利者の地位の承継の承認を受けようとする場合にあっては、次の一又は二に掲げる場合の区分に応じ、当該一又は二に定める条件を具備する場合に承認するものとする。

一 二に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める条件を具備すること。

- イ 入居権利者 次の（１）又は（２）に掲げる者の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める条件を具備すること。
 - （１） 退去した入居権利者 条例第 15 条第 2 項第 1 号ニからトまでのいずれにも該当していなかったこと及び条例第 16 条第 2 項第 5 号に該当すること。
 - （２） 死亡した入居権利者 条例第 15 条第 2 項第 1 号ニからトまでのいずれにも該当していなかったこと。
 - ロ 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第 16 条第 2 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号のいずれにも該当すること。
 - ハ 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第 16 条第 2 項第 7 号に該当すること。
- 二 入居権利者の退去の理由が、当該入居権利者が福祉サービス等（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設への入所及び保健医療サービス又は福祉サービスをいう。）の提供を受けるためのものである場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める条件を具備すること。
- イ 退去した入居権利者 条例第 15 条第 2 項第 1 号ホからトまでのいずれにも該当していなかったこと。
 - ロ 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第 16 条第 2 項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号のいずれにも該当すること。
 - ハ 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第 16 条第 2 項第 7 号に該当すること。

第 8 章 特別県営住宅

第 34 条 条例の規定を特別県営住宅条例が準用する場合にあっては、それに係る手続きは、前条までに規定する県営住宅の例による。ただし、特別県営住宅の設置の趣旨に適さないものを除くものとする。

第 9 章 短期入居者の入居期間

第 35 条 規則第 14 条の 2 の 14 第 1 項第 1 号イに該当する者として入居した者は、通算した入居期間の上限を 2 年とする。ただし、病気等の事情が存し、様式第 11 号の誓約書を提出した者は、通算した入居期間にさらに 3 年を加えた期間を上限とする。

2 前項にかかわらず、前項ただし書に該当する者で次のいずれにも該当する者については、入居期間の上限を設けないものとする。

イ 規則第14条の2の14第1項第1号イ(1)に該当する者として入居した者であること

ロ 条例第6条第1項第1号イからチまで、条例11条3号から5号まで又は規則第6条第9号若しくは第10号に該当する者であること

ハ 前項ただし書に該当する者として、入居期間の延長を受けていないこと

第10章 敷金

第36条 条例第21条第1項に基づき徴収する敷金の額は、2月分の家賃に相当する金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(従前の要綱等の廃止)

2 変更入居及び住替入居取扱要綱(昭和62年2月1日施行)、県営住宅建替事業施行要領(昭和51年10月1日施行)、県営住宅用途廃止の入居者移転に関する実施要領(平成7年7月31日施行)、中国からの引揚者に係る県営住宅への優先入居の特例に関する取扱方針(平成元年10月13日生活福祉部長・住宅都市部長決裁)及び電子計算機システムによる住宅等管理事務処理要綱(昭和62年4月1日施行)は廃止する。なお、電子計算機システムによる事務処理は、現行の住宅総合管理システムの仕様書によるものとする。

(経過措置)

1 令第11条に規定する従前の公営住宅の最終の家賃の額については、平成10年3月以前に、建替事業に伴い新たに供用を開始する住宅へ入居した入居者については、平成8年法律第55号による改正前の公営住宅法第21条の2第2項に規定する割増賃料を加える前の家賃の額とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、大宮本村住宅、熊谷下奈良住宅建替事業に係る移転については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第12条の2第1項の規定については、当分の間、上尾市、朝霞市、入間市、春日部市、川口市、川越市、越谷市、さいたま市、狭山市、志木市、草加市、所沢市、戸田市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、松伏町及び三芳町を除き適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

附則中「ただし、第12条の2第1項の規定については、当分の間、上尾市、朝霞市、入間市、春日部市、川口市、川越市、越谷市、さいたま市、狭山市、志木市、草加市、所沢市、戸田市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、松伏町及び三芳町を除き適用しない。」を削る。

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規定（別記 住み替え基準を除く。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記 住み替え基準

- 1 住み替えを認める場合には、次の各号のいずれにも該当していなければならない。
 - 一 条例第6条各号に掲げる県営住宅の入居者の資格を有していること。
 - 二 県営住宅に関する法令又はそれらに基づく知事の指示又は命令に違反していない者であること。
 - 三 住み替え後の住戸は、住み替え前の住宅と同一団地内の住戸であること。ただし、住み替え基準3の表中(五)の場合は、住み替え前の住戸がある県営住宅以外の県営住宅とする。
 - 四 再度の住み替えは、住み替え後1年を経過していること。
- 2 住み替えを認める場合には、次の各号のいずれにも該当していなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する住戸がないとき(第一号については、該当する住戸がすべて入居中である場合を除く。)は、この限りではない。
 - 一 立地条件、規模、設備、間取り、建設時からの経過年数その他の事項を勘案し、原則として現在入居している住戸と住み替えしようとする住戸との均衡が図られていること。
 - 二 住み替えを希望する者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の世帯の構成及び合計人数が、住み替え先の住宅について第12条第1項及び第14条第1項の規定を満たすこと。
- 3 住み替えを認める事由は、次の表のいずれかに該当する場合とする。

(一) 既存入居者又は同居者(以下「既存入居者等」という。)の人数が増加した場合	
要件	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別表の間取りの区分、入居当初の世帯の合計人数及び住み替え可能な世帯の人数を満たすこと。 二 増加した者が、13歳以上であること。 三 入居承認日から1年を経過していること。
必要書類	既存入居者等の全員が記載された住民票
(二) 既存入居者等の人数が減少した場合	
要件	<p>次の各号に掲げる条件をいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第22条第2項第2号口の表の間取りの区分及び世帯の合計人数を満たすこと。 二 入居承認日から1年を経過していること。

必要書類	同居者が退去したことを示す住民票
(三) 既存入居者等が加齢、病気その他知事がやむを得ないと認める事情によって日常生活に身体または精神の機能上の制限を受ける者となった場合	
要件	既存入居者等が、加齢、病気（下肢、体幹又は視覚等の機能障害を含む。）その他知事がやむを得ないと認める事情により階段の昇降その他日常生活に著しく支障があること。
必要書類	次の各号のいずれかの書類 一 下肢、体幹又視覚等の機能障害を確認することができる身体障害者手帳の写し 二 階段の昇降等日常生活に著しく支障があることについて、医師が診断した内容を証する書類
(四) 既存入居者等が車いす住宅を必要としなくなった場合	
要件	車いす使用者が居住しなくなったこと。
必要書類	車いす使用者が退去したことを示す住民票
(五) 既存入居者等が犯罪被害者の場合	
要件	既存入居者等が犯罪等の被害を受けたことにより、現在入居している住戸に入居し続けることが著しく困難であること。
必要書類	様式第1号 犯罪被害申告書（犯罪被害者等の県営住宅への入居に関する事務処理要領に基づき、警察署から犯罪被害の確認をすることとする。）

別表

間取りの区分	入居当初の世帯の合計人数	住み替え可能な世帯の人数
1 K、1 D K、1 L D K、2 K	1 人	3 人以上
2 U K、2 D K、2 U D K、2 L D K、3 K	2 人以上	4 人以上
3 U K、3 D K、3 U D K、3 L D K	3 人以上	6 人以上

(表面)

様式第1号 (第13条及び第18条関係)

犯罪被害申告書

(宛先) 埼玉県知事

申告日 年 月 日

申告者 住所.....

氏名(自署).....

連絡先.....

私は、犯罪被害者として県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、被害の状況について下記のとおり申告します。

なお、申告した被害の内容について、警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況を確認することについて同意します。

記

1. 世帯の状況

	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	職業 (勤務先等)	住所
入居申込者						
同居予定者						
〃						
〃						

2. 県営住宅に入居を希望する理由

.....
.....
.....
.....

3. 被害届等を行った警察署名等

届出先警察署名	提出年月日	届出受理番号
	年 月 日	

子育て申告書

（宛先）埼玉県知事

申告日 年 月 日

申告者 住 所

氏 名（自署）

連 絡 先

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、親から受ける孫の世話の状況について、下記のとおり申告します。

記

世話を受ける申告者の 子（孫）の氏名			
世話をする申告者の 親（祖父母）の住所			
世話をする申告者の 親（祖父母）の氏名		続柄	
世話を必要とする理由	1	申告者が仕事をしているため	
	2	申告者が障害者である又は病気等の事情があるため	
	3	申告者が同居家族（障害者である又は病気等の事情がある）の世話をしているため	
	4	その他（ ）	
世話の日数	一週間あたり	日	
世話の時間	一日あたり	時間（ 時 分～ 時 分）	
具体的な世話の内容			
世帯間の距離（子世帯と 親世帯の住宅間の距離 を記入してください。）	現在の距離	約（	） km
	入居後の距離	約（	） km

※ 添付書類：戸籍謄本、住民票の写し等

様式第4号（第16条関係）

県営住宅建替事業又は用途廃止による移転に関する覚書

（被建替又は被用途廃止住宅からの立退きと仮住居等への移転）

埼玉県を甲とし、
を乙として、県営
住宅建替事業
又は用途廃止（以下「建替又は用途廃止」という。）に伴う、移転について次
のとおり合意し、覚書を交換する。

（立ち退き）

第1条 乙は、入居している県営住宅から所有物等（増築物件及び庭木等を含
む。以下同じ。）を除去し、
年 月 日までに立ち退くものとする。

（甲による除去）

第2条 甲は、乙が前条に規定する期日までに入居している県営住宅を立ち
退かないときは、所有物等の所有権を放棄したものとみなし、それを除去す
ることができる。

（移転料）

第3条 甲は、乙が建替又は用途廃止に伴う移転を完了し、その旨を書面で甲
に届出た後に、乙の請求に基づき、
円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求に基づき、前項の規定の金額を
前金払いすることができる。ただし、乙が家賃等を滞納している場合はこの
限りでない。

（必要書類の提出）

第4条 乙は、甲が県営住宅の立ち退きに必要な書類の提出を求めたときは、
当該書類を速やかに甲に提出するものとする。

（協議事項）

第5条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものと
する。

以上、後日の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれそ
の1通を所持する。

年 月 日

住 所 埼玉県さいたま市高砂3丁目15番1号
甲 名 称 埼玉県
代表者 埼玉県知事

住 所
乙 氏 名

様式第5号（第16条関係）

県営住宅建替事業又は用途廃止による移転に関する覚書

（仮住居等から建替後の新住宅への入居）

埼玉県を甲とし、
を乙として、県営
住宅建替事業
又は用途廃止（以下「建替又は用途廃止」という。）に伴う、移転について次
のとおり合意し、覚書を交換する。

（立ち退き）

第1条 乙は、入居している県営住宅から所有物等（増築物件及び庭木等を含
む。以下同じ。）を除去し、
年 月 日までに立ち退くものとする。

（甲による除去）

第2条 甲は、乙が前条に規定する期日までに入居している県営住宅を立ち
退かないときは、所有物等の所有権を放棄したものとみなし、それを除去す
ることができる。

（移転料）

第3条 甲は、乙が建替又は用途廃止に伴う移転を完了し、その旨を書面で甲
に届出た後に、乙の請求に基づき、
円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求に基づき、前項の規定の金額を
前金払いすることができる。ただし、乙が家賃等を滞納している場合はこの
限りでない。

（必要書類の提出）

第4条 乙は、甲が県営住宅の立ち退きに必要な書類の提出を求めたときは、
当該書類を速やかに甲に提出するものとする。

（協議事項）

第5条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるもの
とする。

以上、後日の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれそ
の1通を所持する。

年 月 日

住 所 埼玉県さいたま市高砂3丁目15番1号
甲 名 称 埼玉県
代 表 者 埼玉県知事

住 所
乙
氏 名

様式第7号(1) (第23条関係)

婚約の証明書

申込者 住所

氏名

婚約者 住所

氏名

上記兩名は、 年 月 日婚約成立し、 年 月 日
入籍予定であることを証します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県知事

証明する者 住所

氏名

様式第7号(2) (第23条関係)

事実婚(パートナーシップ)関係申立書

私達は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

年 月 日

申立者 住所

氏名

住所

氏名

(裏面)

項目	① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか			③ ①において介護が必要と答えた場合、県営住宅に入居したときにどこから介護(介助・援助)をどこから受ける予定ですか		
	不必要	一部必要	全部必要	介護保険による居宅サービス	介護保険以外による介助・援助		介護保険による居宅サービス	介護保険以外による介助・援助	
					公的機関(市町村、保健所、支援センターなど)	民間(ボランティア団体、NPO、親族など)		公的機関(市町村、保健所、支援センターなど)	民間(ボランティア団体、NPO、親族など)
基本的な動作	居宅における移動								
	食事								
	お風呂								
	トイレ								
	着替え 炊事・洗濯・掃除など、ふだんの家事								
その他	相談								
	見守り								

○ 現在受けている介護(介助・援助)について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

○ 現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

[]

○ 入居申込をした県営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

5. 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏名	住所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県知事(埼玉県住宅供給公社の理事長)が単身入居資格の認定を行うに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、埼玉県知事(埼玉県住宅供給公社の理事長)が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県知事(埼玉県住宅供給公社の理事長)

氏名

印

意 見 書

（宛先）埼玉県知事（埼玉県住宅供給公社の理事長）

住 所			
氏 名		年 齢	

1. 上記の者は、（1）身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とすると認められる。
（2）常時の介護を必要としないと認められる。
（3）（1）、（2）いずれとも判断困難である。
もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入してください。

（理 由） []

2. また、上記の者は、
（1）居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができる（精神障害者又は知的障害者にあつては、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な居住支援措置を受けることが可能）と認められる。

【本市町村又は埼玉県における居住支援措置の内容】

- （2）居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難である（精神障害者又は知的障害者にあつては、必要な居住支援措置を受けることができない）と認められる。
（3）（1）、（2）いずれとも判断困難である。
もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入してください。

（理 由） []

年 月 日
市 町 村 長



念 書

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

現住所
氏 名

私は、県営住宅入居後は、次の事を遵守し同居者にも遵守させます。
万一、違反した場合は、明け渡し請求されても異議は申し立てません。

- 1 毎月末日（月の途中で明け渡し場合は、明け渡し日）までに、その月分の家賃を納付します。
- 2 室内やベランダ、廊下などで、悪臭や害虫を発生させるなど、不衛生な状態にはしません。
- 3 団地内の土地について、みだりに耕作等土地の形質を変更することはありません。
- 4 許可を得ずに増築や物置の設置をしません。
- 5 廊下、ベランダなどで避難の支障となる物をみだりに置きません。
- 6 指定された場所以外ではり紙や広告物等を貼りません。
- 7 団地内通路や外来駐車場など、禁止された場所に自動車を駐車しません。
- 8 入居者、同居者その他の関係者を威嚇し、これらの者に不安又は迷惑を覚えさせるような言動はしません。
- 9 犬（盲導犬等を除く）、猫その他入居者に迷惑を及ぼす恐れのある動物を飼育し、又はこれらの動物に餌等を与えません。
- 10 人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床又は壁等を叩く又は蹴ることにより、近隣入居者に迷惑をかけることはしません。
- 11 団地内において、みだりに焚き火や花火等をしません。
- 12 暴力団員である者を同居させません。

誓約書

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

現住所

氏名

私は、下記1に記載した病気等の事情により、現在の住戸に引き続き居住することを希望します。

については、埼玉県県営住宅入居要綱第35条第1項ただし書の規定に基づき、下記2の内容について誓約します。

記

1 病気等の事情の詳細

2 誓約

私は、再延長の期間中に新たな住宅を確保できるよう努めます。

また、上記1の事情が解消された場合、速やかに現在の住戸の退去手続きを行います。

日時 _____年 月 日

氏名 _____